

# 委 託 設 計 書

|           |     |                   |    |    |    |    |   |     |    |
|-----------|-----|-------------------|----|----|----|----|---|-----|----|
| 所 属 部 課 名 |     | 建設部 下水道整備課        |    |    |    |    |   |     |    |
| 部長        | 審議監 | 課長                | 補佐 | 補佐 | 主幹 | 主幹 | 班 | 設計者 | 審査 |
| 事 業 名 称   |     | 資材価格特別調査業務委託（その2） |    |    |    |    |   |     |    |
| 事 業 場 所   |     | 松戸市市内一円           |    |    |    |    |   |     |    |
| 事 業 年 度   |     | 令和 7 年 度          |    |    |    |    |   |     |    |
| 委 託 価 格   |     | 一金、円              |    |    |    |    |   |     |    |
| 委 託 費 計   |     | 一金、円              |    |    |    |    |   |     |    |

松戸市

設  
計  
概  
要

資材価格調査

資材価格調査  
工事費調査

2 品目  
8 カウント

# 内 訳 表

| 費 目              | 工 種    | 種 別   | 単位 | 数 量 | 単 価 | 金 額 | 摘 要        |
|------------------|--------|-------|----|-----|-----|-----|------------|
| 委託費              |        |       |    |     |     |     |            |
|                  | 資材価格調査 |       |    |     |     |     |            |
|                  |        | 価格調査  | 式  | 1   |     |     | 第 1 表内訳設計書 |
|                  |        | 協議打合せ | 式  | 1   |     |     | 第 2 表内訳設計書 |
|                  | 直接委託費計 |       |    |     |     |     |            |
|                  | 諸雑費    |       | 式  | 1   |     |     |            |
| 委託価格             |        |       |    |     |     |     |            |
| 消費税及び地方<br>消費税の額 |        |       | 式  | 1   |     |     |            |
| 委託費計             |        |       | 式  | 1   |     |     |            |
|                  |        |       |    |     |     |     |            |
|                  |        |       |    |     |     |     |            |
|                  |        |       |    |     |     |     |            |
|                  |        |       |    |     |     |     |            |

松戸市

# 内 訳 設 計 書

| 第 1 表        |  | 価格調査          |     |     |     |     | 1 式 | 当り |
|--------------|--|---------------|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 名 称          |  | 規格寸法          | 単位  | 数 量 | 単 価 | 金 額 | 摘 要 |    |
| B－①          |  | B資材<br>B-1    | 品目  | 1   |     |     |     |    |
| B－②          |  | B資材<br>B-2    | 品目  | 1   |     |     |     |    |
| E－①          |  | 工事費調査E<br>E-1 | カヽ卜 | 8   |     |     |     |    |
|              |  |               |     |     |     |     |     |    |
|              |  |               |     |     |     |     |     |    |
|              |  |               |     |     |     |     |     |    |
|              |  |               |     |     |     |     |     |    |
|              |  |               |     |     |     |     |     |    |
|              |  |               |     |     |     |     |     |    |
|              |  |               |     |     |     |     |     |    |
|              |  |               |     |     |     |     |     |    |
| ** 1 式 当り ** |  |               |     |     |     |     |     |    |
|              |  |               |     |     |     |     |     |    |

松戸市

# 内 訳 設 計 書

|              |   |   |                   |    |     |     |     |     |
|--------------|---|---|-------------------|----|-----|-----|-----|-----|
| 第            | 2 | 表 | 協議打合せ             |    |     |     |     |     |
|              |   |   | 1 式               |    |     | 当り  |     |     |
| 名 称          |   |   | 規格寸法              | 単位 | 数 量 | 単 価 | 金 額 | 摘 要 |
| 協議打合せ        |   |   | 資材価格調査及び<br>工事費調査 | 式  | 1   |     |     |     |
|              |   |   |                   |    |     |     |     |     |
|              |   |   |                   |    |     |     |     |     |
|              |   |   |                   |    |     |     |     |     |
|              |   |   |                   |    |     |     |     |     |
|              |   |   |                   |    |     |     |     |     |
|              |   |   |                   |    |     |     |     |     |
|              |   |   |                   |    |     |     |     |     |
|              |   |   |                   |    |     |     |     |     |
|              |   |   |                   |    |     |     |     |     |
|              |   |   |                   |    |     |     |     |     |
| ** 1 式 当り ** |   |   |                   |    |     |     |     |     |
|              |   |   |                   |    |     |     |     |     |

松戸市

## 特別調査項目一覽

令和7年度 資材価格特別調査業務委託(その2)

[illegible]

※工事費調査については、歩掛り等の内訳を含む。

# 資材価格特別調査業務委託（その2）

## 仕様書

令和7年10月

松戸市 建設部 下水道整備課

## 第 1 章 総 則

### 第 1 条 適 用

この仕様書は、本業務の履行に適用する。

### 第 2 条 疑 義

受注者は、業務の方針及び条件等に疑義が生じた場合、速やかに調査職員と協議するものとする。

### 第 3 条 秘密厳守

受注者は業務上知り得た内容を第 3 者に漏らしたり転用したりしてはならない。

また、訪問して行なう「面接調査」、または聞き取り調査を実施する際に必要となる見積り条件の開示範囲及び内容については、調査職員と協議の上、決定するものとする。

### 第 4 条 履行場所

本業務の履行場所は、千葉県松戸市内及びその他発注者から指定のあった地域とする。

### 第 5 条 履行期間

本業務の履行期限は、契約締結日の翌日より令和 8 年 3 月 31 日までとする。

ただし、調査結果の速報(決定価格などの暫定資料)を令和 8 年 2 月 27 日までに報告するものとする。

### 第 6 条 協議、打合せ

受注者は、常に発注者と密接な連絡を取りながら業務を進めるとともに、発注者と業務内容について打合せを行なうものとする。

## 第 2 章 業務内容

### 第 7 条 目 的

本業務は、千葉県松戸市内及びその他発注者から指定のあった地域における資材価格調査を実施し、今後の工事積算に用いる設計単価決定及び歩掛決定の基礎資料とするものである。

### 第 8 条 建設資材価格調査計画の提出

受注者は、価格調査決定等の調査方法及び調査内容等を明らかにした資材価格調査計画を作成し提出するものとする。

### 第 9 条 建設資材価格調査

#### 1 調査の内容

調査する価格は、原則として千葉県松戸市内及びその他発注者から指定のあった地域において、民間企業(工事業等)に販売される「実勢価格」として決定し、取引実績が少なく実勢価格の決定が困難なものについては、同資材の周辺価格、経済動向等を十分調査の上、厳正に決定しなければならない。

なお、当該業務の受託者が、資本若しくは人事面において関連がある資材等のメーカーを当該業務の調査対象としないものとする。

#### 2 取引数量

発注者の指示によるものとする。

#### 3 荷渡し条件

荷渡し条件は、現場着単価とする。ただし、対象資材によって、これによりがたい場合は、通常行われている商習慣にしたがって、工場渡し及び問屋倉庫渡し等とする。

#### 4 決済条件

決済条件は、現金決済を条件とする。なお、60日以内の支払いは現金決済と同様とする。

#### 5 調査対象業者の選定

調査対象業者は、調査の目的に合った取引が集中する流通段階(生産者、問屋及び特約店)における取引業者を母集団とし、その中から対象資材の取引数量が多く、かつ信頼度の高い代表的な業

者を選定する。

選定方法は、対象資材の販売高、または主な生産者との取引高、販売エリア等のデータをもとに選定する。

#### 6 調査対象資材及び調査対象地区

発注者の指示によるものとする。

#### 7 調査方法

調査方法は、調査対象業者（生産者、特約店、販売店等）を訪問して行う「面接調査」、「聞き取り調査」、調査票を郵送する通信調査及び電話調査を併用し、幅広く調査を行うものとする。

#### 8 調査価格決定

調査価格の決定は、調査時点において取引の実例（実勢価格）が最も多かった価格によるものとする。

なお、価格の決定においては、十分に審査を行った上決定するものとし、その結果の整理とりまとめを行い報告するものとする。

### 第10条 調査の手続き

業務の実施にあたっては、指定する者が発行する調査指示書（別紙）に従い業務を行うものとし、受注者は、発注者が提供する他の調査資料との重複等について確認し報告するものとする。

### 第11条 資材、調査区分及び予定数量

#### 1 資材、調査区分及び予定数量は下記のとおりとする。

| 資材・調査区分 | 単位 | 予定数量 | 備 考 |
|---------|----|------|-----|
| B－①     | 品目 | 1    |     |
| B－②     | 品目 | 1    |     |
| E－①     | 品目 | 8    |     |
|         |    |      |     |
|         |    |      |     |

2 資材区分等については下記によるものとする。

| 資材区分                       |     | 適用調査区分                                                                                                                        |
|----------------------------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| A 資材<br>(一般資材)             | A－① | 図面の不要な資材。「物価資料」掲載品目に準ずる標準品(原則として市中流通品)で都内あるいは事務所・支部所在地において調査が可能、かつ調査対象者が確保されている資材。                                            |
|                            | A－② | 上記にて、同一品目 11 規格以上 30 規格以下の調査を行う場合。                                                                                            |
| B 資材<br>(地場資材)             | B－① | 図面の不要な資材。「物価資料」掲載品目に準ずる標準品(原則として市中流通品)で調査対象地区の生産拠点等を対象に、現地あるいは周辺地区の調査が必要な資材。                                                  |
|                            | B－② | 上記にて、同一品目 11 規格以上 30 規格以下の調査を行う場合。                                                                                            |
| C 資材<br>(図面付資材)            | C－① | 図面付き(図面が必要な)資材。指定図面に基づく仕様で調査を実施する資材であり、以下の範囲に入る資材。<br>①「物価資料」の掲載品目に準ずる製品で調査先、見積依頼先の選定が比較的容易であること。<br>②当該資材または類似品の市場取引情報があること。 |
|                            | C－② | 上記にて、同一品目 11 規格以上 30 規格以下の調査を行う場合。                                                                                            |
| D 資材<br>(特殊資材等)<br>※図面添付資材 | D   | 複雑な構造をしており、高度な技術を要する設備機器等の資材。                                                                                                 |

※なお、上記についての解釈は以下のとおりとする。

注 1) 同一品目であっても調査時期が異なった場合、別品目扱いとする。

注 2) 同一規格であっても調査時期が異なった場合、別品目扱いとする。

注 3) 図面付き資材であっても、標準品として判断される場合は A または B 資材扱いとする。

3 調査区分等については下記によるものとする。

| 調査区分                        |     | 適用調査区分                                                                                  |
|-----------------------------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 工事費調査 D<br>(市場単価が存在する工種※ 1) | D－① | 図面付き工種。工法、使用機械等が基準と同一で、単位当たりの工事費を求める土木工事標準積算基準書及び他機関（土木工事標準積算基準書以外）の積算基準書に準ずる標準的な工事費調査。 |
|                             | D－② | 上記にて、特殊工法等を用いる積算基準に準拠していない単位当たりの工事費調査。                                                  |
| 工事費調査 E<br>(歩掛等の内訳を含む)      | E－① | 図面付き工種。工法、使用機械等が基準と同一で、土木工事標準積算基準書及び他機関（土木工事標準積算基準書以外）の積算基準書に準ずる標準的な単位当たりの歩掛調査。         |
|                             | E－② | 上記にて、特殊工法等を用いる積算基準に準拠していない単位当たりの歩掛調査。                                                   |

※なお、上記についての解釈は以下のとおりとする。

注 1) 同一規格であっても調査時期、地区が異なった場合、別品目扱いとする。

注 2) 工事費等については、資材と異なり「1 規格」を「1 カウント」とする。

※ 1 : 土木工事標準積算基準書に掲載のある「土木工事市場単価の細別」の中で適用範囲外のもの、規格違いのもの等。

※ 2 : 特注品とは積算資料等の物価資料に掲載のないもの。

## 第12条 価格プロセスの確認

受注者は、業務履行期間中に発注者による価格決定プロセスの確認を受けなければならない。なお、回数は1回以上とする。

また、発注者による確認は下記の資料の提示を受け行うものとする。

### ○価格決定説明書

- ・調査対象業者の選定(規模、業者数、取引高、販売エリア等)
- ・価格調査を行ったメーカー等の価格調査個票(資材品目、規格、価格等)
- ・調査価格の信頼性判定
- ・最終価格の決定

### ○受注者内部の審査状況

- ・内部の審査結果
- ・内部審査資料

### ○その他、発注者の指示する資料

## 第13条 調査結果の報告

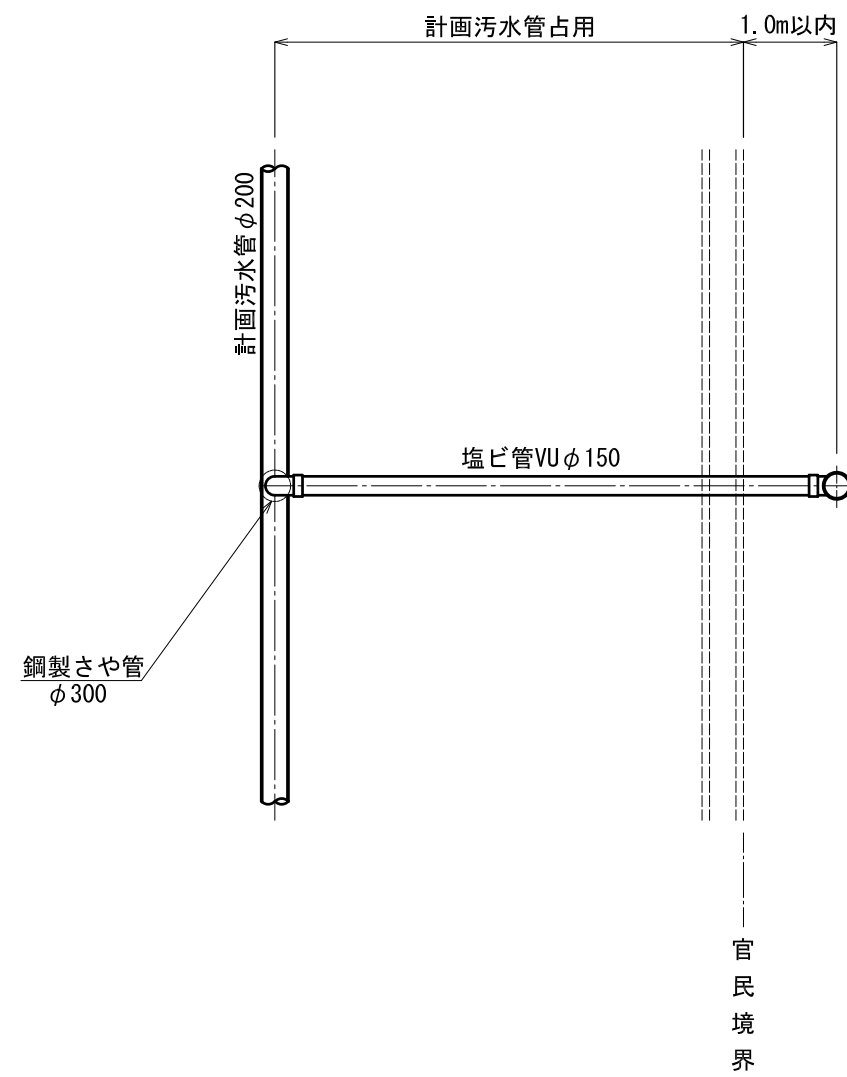
本業務の成果品は、A 4 版 2 部とする。

## 第14条 その他

本業務における成果品作成及び照査結果については、請負者の責において整理するものとし、調査職員から資料の提供を求められた場合は、速やかに提出するものとする。

取付管推進標準図 縮尺 1:60

平面図



断面図

